

食安発 1 1 1 4 第 1 号  
平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

### 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について

近年、野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化してきている実態を踏まえ、野生鳥獣の適正な管理を行うべく、今般、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正されたが、これに伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれている。

また、平成26年5月30日に公布された「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」に対する参議院環境委員会附帯決議においては、「捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること」とされた。

これらを踏まえ、厚生労働省に設置した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」（座長 品川邦汎岩手大学農学部名誉教授）において、野生鳥獣の食利用に係る流通実態等に関して幅広く把握するとともに、それを踏まえて関係事業者や関係団体による衛生管理のための取組、行政機関による監視指導等の参考となる具体的な処理方法案の作成など、衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組について検討を行い、報告書を取りまとめた。

今般、同報告書（参考資料：「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」報告書）を踏まえ、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（以下「本指針」という。）を別添のとおり策定した。

については、これまで野生鳥獣肉の衛生管理についてガイドラインを策定していない都道府県等にあつては、管内の実態を踏まえ、必要に応じてガイドラインを策定するか本指針を活用されたい。また、既にガイドラインを策定している都道府県等にあつては、管内の実態を踏まえ、必要に応じて既存のガイドラインの改正について検討されたい。なお、運用に当たっては、農政部局、環境部局と連携しながら、下記事項にも御留意の上、関係事業者に対する監視指導等よろしく願います。

## 記

### 1 食肉処理業の許可関係

営業上使用するイノシシ及びシカのとさつ又は解体を行う場合にあっては、糞便や獣毛、血液等による汚染が想定されることから、飲食店営業者等であっても、必要な施設設備等を設置し、飲食店営業等の許可に加えて食肉処理業の許可を受けること。

### 2 野生鳥獣肉の処理

野生鳥獣肉の衛生管理が、家畜に比べて劣ることがないように、野生鳥獣の処理にあたっては、狩猟段階及び食肉処理段階の複数段階で、異常の有無の確認や衛生措置が機能的に結びつけられることが必要となるため、狩猟から食肉処理、流通、販売・飲食店等の各段階で衛生管理が途切れることなく、一貫して行われるよう指導されたいこと。

### 3 屋外での内臓摘出

内臓摘出は、食肉処理業の許可を得た施設において行うことを基本とするが、狩猟後の迅速適正な衛生管理の観点から、本指針に示すやむを得ない場合に限り屋外での内臓摘出を可能としたこと。なお、摘出された内臓は、摘出後に環境からの細菌汚染を受けやすいと考えられることから、食用とすべきではないこと及びそれを前提として、屋外での内臓摘出行為には食肉処理業の許可は不要であること。

### 4 十分な加熱の徹底

野生鳥獣は、家畜とは異なり、飼料や健康状態等の衛生管理がなされていないことを踏まえれば、安全に喫食するためには十分な加熱を行うことが必須であることについて、関係事業者に対する指導及び消費者への周知を徹底されたいこと。

### 5 関係事業者に対する研修の実施

食用として問題がないと判断できない疑わしいものは廃棄とすることを念頭に、必要に応じて事業者団体と連携して、狩猟者や食肉処理業者に対して、狩猟した野生鳥獣の異常の有無を確認する方策や衛生的な取扱について研修を実施されたいこと。

### 6 監視指導を効果的に実施するための管理体制

本指針をもとに、全国で一定の衛生管理の水準を確保することが大前提ではあるが、食用としての処理量や消費量等を踏まえて、監視指導を効果的に実施する

仕組みとして、届出制度や資格制度を設けることなど、参考資料として送付する報告書を踏まえ検討されたいこと。

#### 7 野生鳥獣肉の衛生管理に関する周知徹底

関係部局が連携して関係事業者等に対して野生鳥獣肉の衛生管理の徹底について周知を図るよう配慮されたいこと。

#### 8 カラーアトラス等の活用

監視指導等にあたっては、適宜カラーアトラスを活用し、関係事業者等に対してわかりやすい指導を行うこと。また、今後、監視指導等の実施状況や新たな知見等を踏まえ、Q&Aを作成充実していく予定であることから、適宜監視指導等に役立てられたいこと。

#### 9 管内の実態を踏まえた対応

都道府県等において、地域の実情や公衆衛生上のリスクを勘案し、本指針よりも厳しい独自のガイドラインにより監視指導を行うことについては差し支えないこと。

#### 10 本指針の実施時期

実施可能な範囲において、本年の狩猟期からこれに基づく指導を始めることが望ましいが、野生鳥獣の食用としての処理頭数、飲食店や販売店の数、野生鳥獣肉の衛生管理を適切に実施するための諸設備の整備状況、その他地域の実情などを勘案しながら、その実施時期について適切に決定されたいこと。